

平成26年 第1回 臨時

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成26年3月31日（月） 午後10時30分開会
午後11時00分閉会

開催場所 摂津市役所 新館6階 601会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
教選1	「摂津市教育委員会委員長選挙の件」	承認
教選2	「摂津市教育委員会委員長職務代理者指定の件」	承認
24	「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」	承認
25	「摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」	承認
26	「摂津市立小中学校結核対策委員会規則制定の件」	承認
27	「摂津市いじめ問題対策委員会規則制定の件」	承認
28	「摂津市立小中学校教科用図書選定委員会規則制定の件」	承認
29	「摂津市立小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
(継続) 21	「平成26年度摂津市教育推進プランの件」	承認

出席者

委員 長	大矢優子	次世代育成部次長	
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	若狭孝太郎
委員	齊藤公男	学校教育課長	岡部寿子
委員	山手知榮子	学校教育課参事	撰田裕美
委員	箸尾谷知也	児童相談課長	谷田学
		こども教育課長	小林寿弘
		文化スポーツ課長	日垣智之
教育総務部長	山本和憲	生涯学習課長	柳瀬哲宏
次世代育成部長	登阪弘	総務課長	岩見賢一郎
生涯学習部長	宮部善隆	子育て支援課長	木下伸記
		総務課長代理	鈴木誠
		総務課主査	池田智子
		総務課総務係員	関本敏晴

委員長

ただいまより、平成26年第1回臨時教育委員会を開催いたします。本日の署名委員は福元委員長職務代理者ですので、よろしくお願ひします。

まず、議事進行につきまして、各委員にお諮りします。本日の付議事件は継続議案を含め9件ございますが、教選第1号及び教選第2号は教育委員会の人事に関する案件でございます。この議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。従いまして、まず議案第24号から議案第29号まで、及び継続議案の第21号を審議し、続いて4. 報告事項より以降の報告をすべて終えた後に暫時休憩をとりまして、引き続いて秘密会を宣言し、教選第1号及び教選第2号の審議について、関係部課長の出席を求め再開したいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行してまいります。

それでは、議案第24号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」について、総務課長より説明をお願いいたします。

総務課長

議案第24号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

ご質問等がございませんので、議案第24号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」については、承認いたします。

続いて、議案第25号「摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」について、児童相談課長より説明をお願いします。

児童相談課長

議案第25号「摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。
ご質問等がございませんので、議案第25号「摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」については、承認いたします。
続きまして、議案第26号「摂津市立小中学校結核対策委員会規則制定の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第26号「摂津市立小中学校結核対策委員会規則制定の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。
ご質問等がございませんので、議案第26号「摂津市立小中学校結核対策委員会規則制定の件」については、承認いたします。
続きまして、議案第27号「摂津市いじめ問題対策委員会規則制定の件」について、児童相談課長より説明をお願いします。

児童相談課長

議案第27号「摂津市いじめ問題対策委員会規則制定の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。
ご質問等がございませんので、議案第27号「摂津市いじめ問題対策委員会規則制定の件」については、承認いたします。
続いて、議案第28号「摂津市立小中学校教科用図書選定委員会規則制定の件」について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第28号「摂津市立小中学校教科用図書選定委員会規則制定の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。
ご質問等がございませんので、議案第28号「摂津市立小中学校教科用図書選定委員会規則制定の件」については、承認いたします。
続いて、議案第29号「摂津市立小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則制定の件」について、子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長 議案第29号「摂津市立小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めるものでございます。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。
今回の一部改正で職務の中に、調査審議という文言が新たに入ったのですね。

子育て支援課長 全庁的にこういった文言を統一することとなったものでございます。

委員長 ご意見・ご質問等が他にございませんので、議案第29号「摂津市立小中学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則制定の件」については、承認いたします。

続いて、継続議案第21号「平成26年度摂津市教育推進プランの件」について、次世代育成部次長より説明をお願いします。

次世代育成部次長
兼教育センター所長 継続議案第21号「平成26年度摂津市教育推進プランの件」につきまして、前回の教育委員会会議で頂戴いたしましたご意見・ご指摘等を踏まえまして改訂いたしましたのでご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

【以下、議案書により説明】

委員長職務代理者 一部に漢字の誤りがございますので、訂正をお願いいたします。

委員長

これは来年度に向けて検討いただきたいことですが、「生きる力の育成」の説明で、家庭学習習慣の定着と学習意欲の向上については、重点事項となっております。しかし、運動習慣を含めた基本的な生活習慣の確立ということに関しては、その他の項目に記載がされております。こういった重要なことをその他の項目に入れて良いのかと改めて思いますので、来年度以降に向けて記載する順番を検討いただきたいと感じました。

もう一つ気になりましたのは、安全安心な学校・地域づくりの説明箇所、小・中学校耐震補強等事業と小・中学校施設改修事業の事業概要が記載されております。その中に給食における食中毒防止に関する事などが含まれて記載されておりますので、こちらについても来年度に向けて別の項目を作っていただくなど検討をお願いします。

他にご意見・ご質問がございませんので、継続議案第21号「平成26年度摂津市教育推進プランの件」については承認いたします。

続いて、4. 報告事項(1) 摂津市次世代育成支援行動計画推進協議会規則の制定について、こども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長

[報告事項摂津市次世代育成支援行動計画推進協議会規則の制定について説明]

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はございますか。特にご質問等がございませんので、次に進みます。それでは、(2) 摂津市保育料審議会規則の制定について、子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長

[摂津市保育料審議会規則の制定について説明]

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。特にご質問等がございませんので、次の案件に進みます。5. その他(1) 私立高等学校等学習支援金の制度変更について、子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長 [私立高等学校等学習支援金の制度変更について説明]

委員長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。
所得の低い方には手厚くし、大阪府がされる事業に上乘せするか
たちで市が補助をするようになるのでしょうか。

子育て支援課長 金額的なことに関しては、大阪府の制度で第二子以降は手厚くな
るということになります。第一子については、金額的には現行と変
わらないこととなります。

委員長職務代理者 他市の状況については、本市と同じような対応をされておられる
のでしょうか。

子育て支援課長 本市のような給付金制度を設けておられる市自体が少ない状態
です。また、大阪府の制度がまだ固まっていませんので、他市でも
情報収集ができていない状態だとお聞きしております。池田市では
他の制度との併用はできないと聞いており、いずれかの制度を選択
することになるかと考えております。

委員長 公立高校の生徒に対しては給付金はなしということですか。

子育て支援課長 市の給付金制度はございません。

委員長 ご質問等が他にございませんので、以上をもちまして秘密会以外
の審議はすべて終了いたしました。会議の初めにお諮りしましたと
おり、ここでいったん暫時休憩を取りまして秘密会として再開した
いと思います。関係者以外の方はこれで終了いたします。それでは
暫時休憩とします。

委員長 《暫時休憩》

委員長 これより秘密会として再開いたします。それでは、教選第1号及
び教選第2号を審議いたします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

それでは、これにて秘密会を解きます。

委員長には引き続き私、大矢が、委員長職務代理者につきましても同じく福元委員が選出されました。よろしく願いいたします。これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして本日の臨時教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦労様でした。